

## よくあるご質問

### ○ 位置図・区域図は、実測が必要か？

伐採・造林を行う位置・区域がわかるものであれば、実測は必要ありません。

### ○ 届出者（個人）の本人確認書類はどのようなものが該当するか？

住民票、運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード（表面）の写しなどが該当します。

### ○ 必要な許認可がわからない場合はどうすればいいか？

許認可後でなければ、届出は出せないのか？

伐採造林届の対象となる森林には、森林調査簿が作成されており、伐採する場合に申請が必要な許認可が整理されています。所有地の森林調査簿の情報をお持ちでない場合は、振興局林務課や森林室、市町村の林務部局にご確認ください。

なお、許認可の申請前（または申請中）であっても、その状況を記載した書類を添付することで届出可能です。

### ○ 土地の登記事項証明書は入手に手数料がかかるが、どうすればいいか？

固定資産税納税通知書の写しでも代替可能です。

また、森林の土地の所有者情報については各市町村で整備している林地台帳で整理されており、伐採届の提出者と林地台帳上の森林の土地の所有者が同一の場合には「林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により、土地の登記事項証明書を代替することができます。

### ○ 口頭契約のため、売買契約書がない場合は、どうすればいいか？

口頭契約のため書面が存在せず、契約書の添付が難しい場合には、伐採権原を有することとなった経緯を記載した書面の添付をお願いします。

なお、事後のトラブル防止につながりますので、契約書などの書面の作成に努めていただくようお願いします。

### ○ 境界関係書類は、隣接森林所有者の署名・捺印などが必要か？

伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであり、伐採区域を確認した隣接森林者の氏名や確認日時がわかる書類であれば、署名・捺印などは必要ありません。

### ○ 隣接森林所有者が不明で境界確認ができない。どうすればいいか？

隣接森林所有者と連絡がつかないなど特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書類を添付してください。また、その場合には、隣接地から距離を空けるなど伐採区域を工夫し、誤伐等を防止するための対策を実施してください。

詳細については、各市町村の林務部局にご確認ください。

また、林野庁HPに掲載の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」についてもご参照ください。

林野庁HP : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>